

「復興特別区域基本方針」の改定案に対する意見募集の結果について

令和3年3月26日  
復興庁

この度、「復興特別区域基本方針」の改定案について、令和3年3月1日から同年3月11日までの期間、広く国民の皆様から御意見を募集いたしましたところ、4件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見については、いずれも東日本大震災復興特別区域法第3条第2項に定める事項には該当しないものでした。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも東日本大震災からの復興に関する行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(参考)

## 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）（抄）

### 第二章 復興特別区域基本方針

#### 第三条（略）

2 復興特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- 二 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- 三 次条第一項に規定する復興推進計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項
- 四 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画
- 五 前各号に掲げるもののほか、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

3～6（略）

<問い合わせ先>

復興庁 復興特区班 電話：03-6328-0265